

県へ情報公開請求した「復命書」で明らかになった

函南町、驚きの本音!

町は最初から、止める気が無かったのか!?



「反対」だと言っていた

復命書

経済産業部理事	森林・林業局長	森林保全課長	班長	班員
[Redacted]				
年月日	令和元年6月4日(火) 10:30~12:00			
場所	函南町役場(田方郡函南町平井)			
用件	函南町軽井沢メガソーラー建設 林地開発許可に係る函南町長の意見書の確認			
次のおり復命します。	森林・林業局長 様			
	令和元年6月5日			
	森林保全課 課長 [Redacted]			

1 対応者・確認者
 対応者：函南町 [Redacted] 建設経済部長、[Redacted] 都市計画課長、[Redacted] 産業振興課係長
 確認者：静岡県 [Redacted] 森林保全課長、[Redacted] 森林保全班長

2 確認内容
 函南町軽井沢メガソーラー建設に係る林地開発許可申請の処分を判断するに当たり、町長の意見について、最終確認等を行った。内容は別紙のとおり。

復命書とは...

6月4日(火)10:30~12:00 函南町役場にて

県は、軽井沢メガソーラー建設に伴う林地開発に関して町長に意見を求めたが回答が曖昧な為、県の責任者2名を函南町に派遣し、町の責任者に最終的意思確認を行ないました。その際の内容を上司に報告するとともに事後の紛争に備えて作成した**県の文書**です。

6月4日
 条例ができる前ですね。

県の担当者が林地開発許可をだすにあたり **町長の意見を最終確認**しに来た時のとても大事なやりとりで、これが今後の流れに大きく影響します

もちろん許可出さないでー! 強く訴えたいよね!

県から「町が不同意とした理由は何か?」に対する町の回答

町は、**反対・賛成のどちらでもなく** 地元区の同意があれば、事前協議に **同意をしていた。**と記載されています



どっちでもよかったのかあー!!

不同意・反対だって言ってたじゃん! 県にも署名持って行ったよね!

なのに「反対・賛成どっちでもない」ってどういうこと? それは強く「反対!!」を訴えるべきでは?

軽井沢地区メガソーラー計画について 広報 **かみなみ** 9月号

平素より、町政の推進にご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。軽井沢地区のメガソーラー計画については、土地利用事前協議において「同意しない」という審議結果を5月30日に事業者へ通知し、議会や区長へも説明してまいりました。また、県の林地開発許可申請は、県から求められた林地開発許可申請の審査に係る意見書に慎重審議の意見を付し、その後、町は事業に対して不同意とすることを報告してまいりましたが、7月8日に条件付きで許可されておりました。

町として、軽井沢地区内におけるメガソーラー計画への **不同意**の意思は今後も貫いていくとともに、**町長として**町民の声にこたえていくためにも **反対**してまいります。

町として、軽井沢地区内におけるメガソーラー計画への不同意の意思は今後も貫いていくとともに、町長として町民の声にこたえていくためにも反対してまいります。町民、議会、行政が一体となって連携し、出来る限りの対応をしていきたいと考えておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

函南町長 仁科喜世志



事前協議を不同意とした旨を意見書に記載した意図を問われた時の町の答え

林地開発許可申請を **不許可にしてほしい** ということではなく...

「町は「許可してほしい」のか!」

4要件 いずれかの「おそれ」があれば **不許可に出来るのに** 町は、県に4要件のいずれも該当するとは伝えていなかった!



- 4要件
- ①災害の防止 災害のおそれがないこと
 - ②水の確保 水の確保に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ③水害の防止 下流域に水害を起こすおそれがないこと
 - ④環境の保全 環境を悪化させるおそれがないこと

町が「災害や水害のおそれがある」と県に訴えていれば **林地開発は許可されなかった!**



別紙

1 確認事項

(1) 意見書内の懸念について
 【県】意見書内に「...環境、防災、景観等への影響が大きく懸念される...」とあるが、県が検討すべき新たな事項は具体的にあるか?
 【町】
 新たな事項は特にない。
 地元区の同意が取れていない。また、下流域にも不安の声が上がっている。
 基準上は問題ないが、規模が大きいため、数字等で説明できない計り知れない不安がある。

(2) 町指導要綱の事前協議を不同意とした理由
 【県】町指導要綱の事前協議を不同意とした理由は何か?
 【町】
 書類上の不備もなく、町指導要綱の基準は満たしている。
 事前協議を不同意とした理由は次の6つ。①②が主な理由。
 ①地元区の同意が取れていない。
 ②下流域の住民と合意形成ができていない。(十分な説明がなされていない。)
 ③事業区域に土砂災害特別警戒区域が一部含まれている。(残置森林部分)
 ④町土地利用調査委員会では、不同意とは言わないまでも、科学的根拠に基づくものではないが、災害、景観、環境破壊を懸念する意見が多かった。
 ⑤昔から柿沢川周辺で洪水が多く、町民は水害に対する不安を持っている。
 ⑥町景観まちづくり条例が、本年4/1に公布、7/1に施行となる中、景観を大切にしている町のスタンス。
 町は、反対・賛成のどちらでもなく、地元区の同意があれば、事前協議に同意をしていた。

2 意見交換
 【県】事前協議を不同意にした旨を意見書に記載した意図は?
 【町】
 事前協議を不同意にした旨を意見書に記載したのは、**林地開発許可申請を不許可にしてほしいということではなく、慎重に対応してほしいということ。**
 県は、許可をする際に、地元説明等に関する事項を許可条件に付けてもらうと、町も地元との合意形成を図るように事業者へ指導しやす。

【町】本件は県環境影響評価条例の対象となるが、環境影響評価が終了するまでは事業に着手できないのではないか?
 【県】
 本件は、県環境影響評価条例の対象となると聞いている。同条例では、評価書を公告するまで事業に着手できないことになっている。また、方法書、準備書、評価書の公告縦覧の手続きがあり、すぐに事業着手できないと思われる。

【町】林地開発許可制度では、施設が完成した後や、発電事業が終了した後の防災施設等の維持管理まで対応することができないのか?
 【県】
 防災施設等の管理は、通常、事業者・市町・地元・農林事務所等で維持管理協定を結ぶよう指導している。
 事業中の維持管理、事業終了後の撤去については、太陽光関係のガイドライン等に基づき適正に対処するよう指導することを検討している。

確認事項まとめ
 今回お聞きした内容からは、**4要件に該当する具体的な内容は、見当たらなかった。**
 森林法では、**4要件に該当しない場合は、許可しなければならない**となっている。
 仮に許可する場合は、お聞きした町の意見を踏まえて、許可条件を検討していく。
 以上の内容について、県から町に伝達、町からは異議はなかった。

以上のように、町は「不同意」「反対」という姿勢をとりながら、一方では建設に有利な状況を作り出していったという事実がこの資料によって明確になりました。

函南町のこの姿勢をみなさんはどう考えますか?

私たちは引き続き、命と財産を守り、安心した暮らしができるよう活動を続けていきますので、ご理解ご支援をよろしくお願い致します。